

森林環境譲与税の使い道



森林は、林産物の供給をはじめ、土砂災害の防止、水源の維持、地球温暖化の緩和など、私たちの生活にとって欠かせない役割を果たしています。しかし最近では、担い手不足や、所有者や境界の不明な土地が増加し、管理が行われず放置される森林が全国的に増えています。このため国では、森林整備等に必要資金を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創出しました。

○森林環境税と森林環境譲与税

森林環境税は東日本大震災復興税の終了に伴い、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人住民税均等割と併せて1人年額1000円が課税されます。その税収の全額が森林環境譲与税として国から都道府県・市区町村へ譲与されます。

○令和6年度から徴収が始まります

令和6年度から、町で徴収している個人住民税に森林環境税が加算されて徴収されます。個人住民税均等割が非課税の世帯は森林環境税も非課税です。また、課税となる世帯は所得額にかかわらず1人年額1000円が課税されます。

○森林環境譲与税の使い道

森林環境譲与税は国から市区町村に譲与されたのち、「森林整備及びその促進に関する費用」に使われることとなります。全国での使用例として、間伐などの実施や担い手の育成、公共施設への木材利用などがあります。

町では令和4年度、森林経営管理制度にもとづく意向調査（小綱木自治区・尾登自治区）、森林資源地域循環利用促進事業、地域林政アドバイザー業務、林地台帳精度向上事業に使用しています。



○町役場を暖めるペレットボイラー

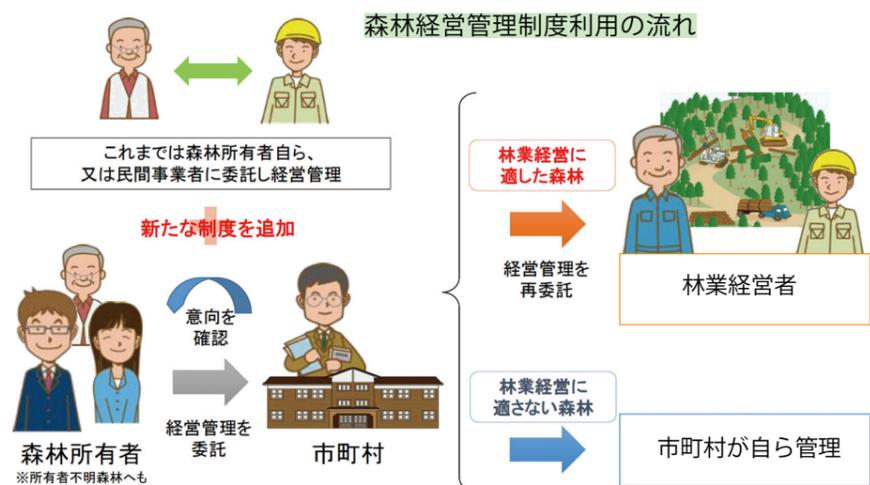
町の森林資源地域循環利用促進事業では、町内の人工林（スギ林など）から間伐された木材を近隣の木質ペレット製造工場に持ち込み、木質ペレットに加工して町内の公共施設で燃料として利用しています。この事業により、間伐が積極的に行われ、健全な森林の育成と倒れにくいスギ林の形成につながっていきます。また、近隣の木質ペレット製造工場で加工して町内施設で燃料として利用することで、燃料輸送にかかる二酸化炭素排出の抑制と化石燃料消費の抑制が図られます。



▲工場で加工されてできた木質ペレット

○森林経営管理制度

森林経営管理制度とは、管理が行われていない森林（人工林）を、市区町村が仲介役となり森林所有者と林業経営体をつないで、森林の適切な管理を進めるための制度です。



◆まず、町が森林所有者に対して、今後の森林の経営管理について意向調査を行います。

◆森林所有者が町に経営管理を委託したいと意思表示をした場合は、町がその森林の状態や環境を勘案して、経営管理を引き受けます。

※樹木の伐採や造林を計画的に行うものであり、森林の土地としての所有権や所有者は変わりません。

町では、令和元年度から意向調査業務を開始し、これまでに杉山、上野尻、小綱木および尾登の各自治区において実施しました。今後も森林の施設状況を確認し、対象となる森林に対して順次調査を行っていきま

①民有人工林

個人が所有する森林で、スギやマツなどを植林している人工林であること。共有林も対象となりますが、国や県、町が所有する森林および天然林は対象となりません。

②森林経営計画が策定されていない森林

管理が適切に行われていない森林の管理を行うことが目的のため、すでに森林経営計画が策定されて

いる森林は対象となりません。

③過去10年間に間伐などの施業がない森林

過去10年間に、間伐や植林などの森林施業を行った森林は対象となりません。

○森林機能の維持と資源の活用

森林の多面的な機能を維持し、その資源を活用するためには、所有者や境界の問題、伐採作業の担い手不足、伐採・搬出コストの縮減など、様々な課題があります。

町では森林環境譲与税を活用し、この課題の解決に努め、森林資源を守り、活用していく考えです。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係
☎ 45-4531

